

由布市貨物運送事業者支援金

コロナ禍において原油価格高騰等の影響を受け、販売価格に転嫁することが困難な状況にある貨物運送事業者の経営の負担軽減と事業継続の支援を目的に、由布市内で貨物自動車運送事業を営む中小企業者に支援金を交付します。

| | |
|-------------------|---|
| 交付対象者 | 次に掲げる要件を全て満たす中小企業者 1. 令和4年4月1日時点で市内に事業所及び貨物自動車運送事業に必要な許可または認可を全て有している者。 2. 市内で事業継続及び雇用の維持を行う意思を有すること。 |
| 交付額 | 事業用貨物車両数×交付単価＝交付額 普通自動車（大型トラック等）：1台につき100,000円 小型自動車（小型トラック等）：1台につき20,000円 軽自動車（軽トラック等）：1台につき20,000円 ※令和4年4月1日時点で大分運輸支局において市内に配置登録をしている車両が対象です。 <u>ただし、2輪車（オートバイ）、被けん引自動車、電気自動車は対象外です。</u> ※申請は1事業者につき1回限りです。 |
| 必要書類 | ①由布市貨物運送事業者支援金申請書兼請求書（様式第1号） ②振込口座の写し等（通帳を開いた最初の見開きページ） ③国土交通大臣の許可書等の写し ④交付対象車両一覧表（様式第2号） ⑤対象車両全ての自動車検査証の写し ⑥対象車両全ての写真（ナンバーが写っているもの） ⑦直近の確定申告書の写し等 ※その他必要な場合は、追加書類の提出を求める場合があります。 |
| 申請期間 及び 提出先 | 申請期間：令和4年11月10日（木）から令和5年1月13日（金）※郵送必着 〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地 由布市役所商工観光課（新館2階） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として郵送での申請にご協力ください。 |



※申請書は市公式ホームページからダウンロードできます。

または、市役所各庁舎でもお渡しできます。

[トップページ](#) > [事業者の皆さまへ](#) > [商工労働](#) > [新型コロナウイルス感染症に関する情報](#)

※申請受付から3週間程度での支払を予定していますが、受付開始当初は申請が集中するため、時間がかかる場合があります。また、要件が確認でき次第の支払となります。

▼由布市公式
ホームページ



<お問い合わせ> 由布市商工観光課 ☎097-582-1304